

清川村農業委員会農地情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 清川村における耕作放棄地の発生防止及び解消を行い、農業振興及び農村景観の維持を図るため、農地情報登録制度（以下「農地バンク」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耕作放棄地とは、過去1年以上耕作をせず、この数年に再び耕作をする予定のない農地をいう

(2) 農地とは、清川村内に存在する農地をいう

(3) 農地所有者とは、農地を所有し、当該農地を貸し出すことができる者をいう

(4) 農地バンクとは、農地所有者が貸し出しを希望する農地の情報について、農業委員会が登録した農地の情報（以下「農地登録情報」という。）を、農業を営むことを目的として、農地の利用を希望する者（以下「農地利用希望者」という。）に対し、その情報を提供する制度をいう

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(農地の登録要件)

第4条 農地所有者が登録できる農地は、次の各号に該当する農地とする。

- (1) 相続登記が完了していること
- (2) 抵当権及び利用権など、第三者の権利が設定されていないこと
- (3) 共有者がある場合は、共有者全員の同意を得ていること
- (4) 農地を一筆単位で貸し出すことができること
- (5) 荒廃化（山林化等）していない農地であること

(農地の登録申請)

第5条 農地の登録を希望する農地所有者は、清川村農業委員会農地バンク農地登録申請書（第1号様式）を農業委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の規定による申請があったときは内容を審査のうえ、清川村農業委員会農地バンク農地登録通知書（第2号様式）により、農地所有者に通知するものとする。

(農地登録情報の変更または中止)

第6条 農地所有者は、農地バンクに登録された農地登録情報に変更があったときは、清川村農業委員会農地バンク農地登録変更届出書（第3号様式）により、農業委員会へ提出しなければならない。

2 農地所有者は、農地登録情報の登録を中止しようとするときは、清川村農業委員会農地バンク農地登録中止届出書（第4号様式）により、農業委員会へ提出しなければならない。

（農地登録情報の抹消）

第7条 農業委員会は、登録された農地が次の各号のいずれかに該当するときは、農地登録情報を抹消することができる。

- (1) 農地転用申請または非農地証明願が提出されたとき
- (2) 農地所有者が被相続人となったとき
- (3) 抵当権及び利用権など、第三者の権利が設定されたとき
- (4) その他、農地法に違反する農地と認められたとき

（農地利用希望者の要件）

第8条 農地利用希望者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 農地を耕作し、農地を良好な状態に保てる者
- (2) 地域住民と協調して農業を営むことができる者
- (3) 農地を1年以上、耕作することができる者

（農地利用希望者の登録申請）

第9条 農地バンクの利用を希望する者は、清川村農業委員会農地バンク利用登録申請書（第5号様式）を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による申請があったときは内容を審査のうえ、清川村農業委員会農地バンク利用登録通知書（第6号様式）により、農地利用希望者に通知するものとする。

（農地利用希望者の登録事項の変更または中止）

第10条 農地利用希望者は、農地バンクに登録された情報等（以下「農地利用登録情報」という。）に変更があったときは、清川村農業委員会農地バンク利用登録変更届出書（第7号様式）により、農業委員会へ提出しなければならない。

2 農地利用希望者は、農地利用登録情報の登録を中止しようとするときは、清川村農業委員会農地バンク利用登録中止届出書（第8号様式）により、農業委員会へ提出しなければならない。

（農地利用登録情報の抹消）

第11条 農業委員会は、農地利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、農地利用登録情報を抹消することができる。

- (1) 農地の利用目的が第7条の規定に該当しないとき。
- (2) 農地を利用することにより、公の秩序を乱し、または周辺環境を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 農地利用登録情報に虚偽があったとき。

(4) その他、農業委員会が適当でないとき。

(農地の貸借期間)

第 12 条 農地バンクにおける農地の貸借期間は、1 年以上 10 年未満とする。

(斡旋等)

第 13 条 農業委員会は、必要に応じて農地所有者及び農地利用希望者に対し、農地バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 農業委員会は、農地所有者と農地利用希望者が締結する農地に関する貸借契約等については、直接これに関与しない。

3 農地所有者及び農地利用希望者は、農地に関する貸借契約等にあたっては、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）または農業経営基盤促進法（昭和 55 年法律第 65 号）を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 農地所有者及び農地利用希望者は、農地バンクにより知り得た個人情報のみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

2 農地バンクの登録を中止し、または抹消された後においても同様とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

清川村農業委員会農地バンク農地登録申請書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

農地バンクに農地の登録をしたいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 貸借等の条件

貸借の希望	賃貸借（有料）	使用貸借（無料）
賃借料の希望	円／㎡または	円
貸付相手に対する希望条件		
そ の 他		

※裏面に続く

2 登録農地

番号	農地の状況	
	所在地	
	地目	田 畑
	面積	m ²
	農地状態	管理良好 草刈必要
	隣接道路	有(幅員 m) 無
	かんがい施設	有 無
	所在地	
	地目	田 畑
	面積	m ²
	農地状態	管理良好 草刈必要
	隣接道路	有(幅員 m) 無
	かんがい施設	有 無

※欄が不足する場合は、別紙でも可

※共有名義の場合は、共有者の同意書(任意様式)を添付すること。

第2号様式（第5条関係）

清川村農業委員会農地バンク農地登録通知書

年 月 日

殿

清川村農業委員会

会長

次のとおり決定したので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第5条第2項の規定により通知します。

番号	農 地 情 報			登録の可否
	所在地			
	面積	m ²	地 目	
	所在地			
	面積	m ²	地 目	
登録できない理由				

第3号様式（第6条関係）

清川村農業委員会農地バンク農地登録変更届出書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

届出人 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

農地登録情報を変更したいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

項 目		登 録 情 報	
		変 更 前	変 更 後
農地所有者 の 情 報	氏 名		
	住 所		
	連絡先		

※裏面に続く

項 目		登 録 情 報	
		変 更 前	変 更 後
農地の情報	所在地		
	面 積		
	所在地		
	面 積		

※欄が不足する場合は、別紙でも可

第4号様式（第6条関係）

清川村農業委員会農地バンク農地登録中止届出書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

届出人 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

農地登録情報を中止したいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

中止する農地の 所在地	
中止する理由	

第5号様式（第9条関係）

清川村農業委員会農地バンク利用申登録請書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

申請者

印

農地バンクに利用登録したいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱

第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

住 所			
ふりがな 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	性別	男 女
電 話 番 号			
利用を希望す る農地	田	m ²	
	畑	m ²	
利用希望期間			
農 業 経 験	有 無		

第6号様式（第9条関係）

清川村農業委員会農地バンク利用登録通知書

年 月 日

殿

清川村農業委員会

会長

次のとおり決定したので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第9条第2項の規定により通知します。

登録の有無	登録する	登録しない
登録しない理由		

第7号様式（第10条関係）

清川村農業委員会農地バンク利用登録変更届出書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

届出人 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

農地利用登録情報を変更したいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

項 目	登 録 情 報	
	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		
そ の 他		

第8号様式（第10条関係）

清川村農業委員会農地バンク利用登録中止届出書

年 月 日

清川村農業委員会 殿

届出人 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

農地利用登録情報を中止したいので、清川村農業委員会農地情報登録制度要
綱第10条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

中止する理由	
--------	--